

宿 泊 税

特別徴収事務の手引き

～宿泊施設経営者の皆様へ～

令和6年10月 常滑市

目次

第1章 宿泊税について	1
1 宿泊税の目的と使途	1
2 宿泊税の徴収方法	2
(1) 納税義務者と特別徴収制度	
(2) 特別徴収義務者	
第2章 宿泊税の仕組み	3
1 宿泊税の手続きの流れ	3
2 課税客体・納税義務者	4
(1) 宿泊とは	
(2) 宿泊者とは	
3 税額	6
4 課税免除	6
外国大使等の任務遂行に伴う宿泊	
第3章 特別徴収義務者の登録等	7
1 特別徴収義務者の登録	7
2 特別徴収義務者の登録事項の変更	8
3 経営の休止・再開・廃止	9
第4章 宿泊税の申告納入	10
1 申告納入	10
(1) 申告納入期限	
(2) 申告納入期限の特例	
(3) 宿泊税納入申告書	
(4) 宿泊税納入書	
2 納入義務の免除・還付	13
(1) 納入義務の免除	
(2) 還付	
3 更正の請求	14
(1) 更正の請求とは	
(2) 請求の手続	

第5章 適正な申告納入のために	15
1 納税管理人	15
(1) 納税管理人の申告	
(2) 納税管理人の変更等	
2 帳簿等の記載・保存	16
(1) 帳簿とは	
(2) 書類とは	
3 調査	16
4 更正・決定	16
5 加算金	17
(1) 過少申告加算金	
(2) 不申告加算金	
(3) 重加算金	
6 延滞金	18
7 審査請求	19
(1) 審査請求の対象となる処分	
(2) 手続き	
第6章 その他	20
1 領収書等への表示	20
2 特別徴収義務者報奨金	21
(1) 交付の目的	
(2) 交付額	
3 各申告書等の記入例	22
(1) 宿泊税特別徴収義務者申告書	
(2) 宿泊税納入申告書	
(3) 宿泊税月計表	
(4) 宿泊税納入書	
(5) 宿泊税納入期限等特例承認申請書	
(6) 宿泊税特別徴収義務者異動申告書	
(7) 宿泊施設営業休止・再開・廃止届出書	
4 申請書等の提出先・お問い合わせ先	36
5 広報について	36

第1章 宿泊税について

1 宿泊税の目的と用途

宿泊税は、まちの魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てることを目的としています。

宿泊税の税収は、「宿泊税用途の三原則」に基づき、活用されます。

宿泊税用途の三原則と取組例について

	用途の概要	取組例
宿泊税用途の三原則	① 来訪者（宿泊者）の満足度向上 <目的> 受入環境整備・磨き上げによる『観光消費の拡大』	・シャトルバス運行事業 ・ナイトタイムエコノミー事業 ・宿泊エリア魅力向上補助金 ・観光地ウェルカムサイン、多言語サイン整備 等
		<既存> ・観光パンフレット（常滑じゃらん） ・遊び体験メニュー造成・磨き上げ 等
	② 来訪者（宿泊者）の増加促進 <目的> 大規模プロモーションによる『誘客の促進』	・エリアMICE推進事業 ・ホームページ、SNSでの発信強化 ・国内外旅行会社等プロモーション ・メディア、インフルエンサー招請 ・広告出稿 等
		<既存> ・PRポスター作成 ・鉄道会社と連携したキャンペーン 等
	③ 観光の好循環創出と加速 <目的> 社会状況や観光ニーズの変化への『緊急的・機動的対応』	・観光データ収集、活用、リピーター獲得 ・感染症拡大などの社会状況や観光ニーズの変化に緊急的・機動的に対応し、「好循環を創出・加速」するための基金積立
	特別徴収義務者報奨金	・各宿泊事業者への還元（納期内納入額の2.5%）

2 宿泊税の徴収方法

(1) 納税義務者と特別徴収制度

宿泊税の納税義務者は、市内の旅業の許可を受けて営業を行う施設（旅館・ホテル、簡易宿所）又は住宅宿泊事業の届出をして住宅宿泊事業を営む住宅（以下、「宿泊施設」といいます。）の宿泊者となります。

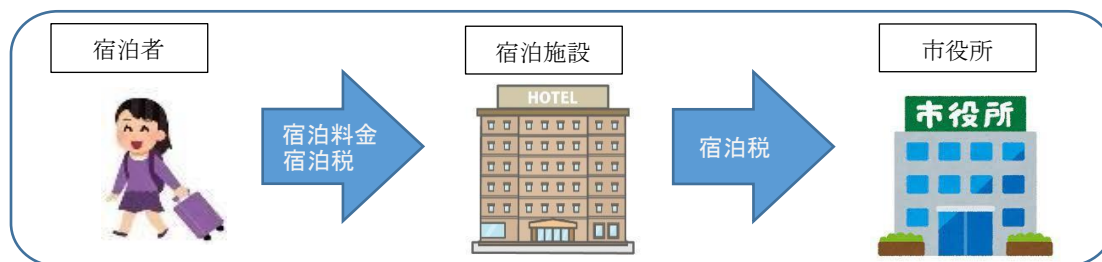
宿泊施設が宿泊税を徴収し、常滑市へ申告と納入をしていただくこととしています。このような制度を「特別徴収制度」といいます。

特別徴収制度においては、納税義務者（宿泊者）が宿泊税相当額を未払いであっても、課税の対象となる「宿泊」があれば、特別徴収義務者（宿泊事業者）がその徴収すべき宿泊税相当額を申告納入していただく必要があります。

(2) 特別徴収義務者

宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設の経営者です。一般的には、宿泊施設に関して旅業の許可を受けた方及び住宅宿泊事業の届出をした方（以下「宿泊事業者」といいます。）です。ただし、宿泊事業者と実質的な宿泊施設の経営者が異なる場合や、委託契約等により宿泊施設の経営の決定権が宿泊事業者以外の方にある場合などは、宿泊事業者以外の方で宿泊税の納入に責任を持つ方を本市が特別徴収義務者として個別に指定することがあります。

※ なお、旅業の許可がない施設又は住宅宿泊事業法の届出がない施設でも課税対象となる宿泊がある場合は当該施設を経営している方が特別徴収義務者となります。

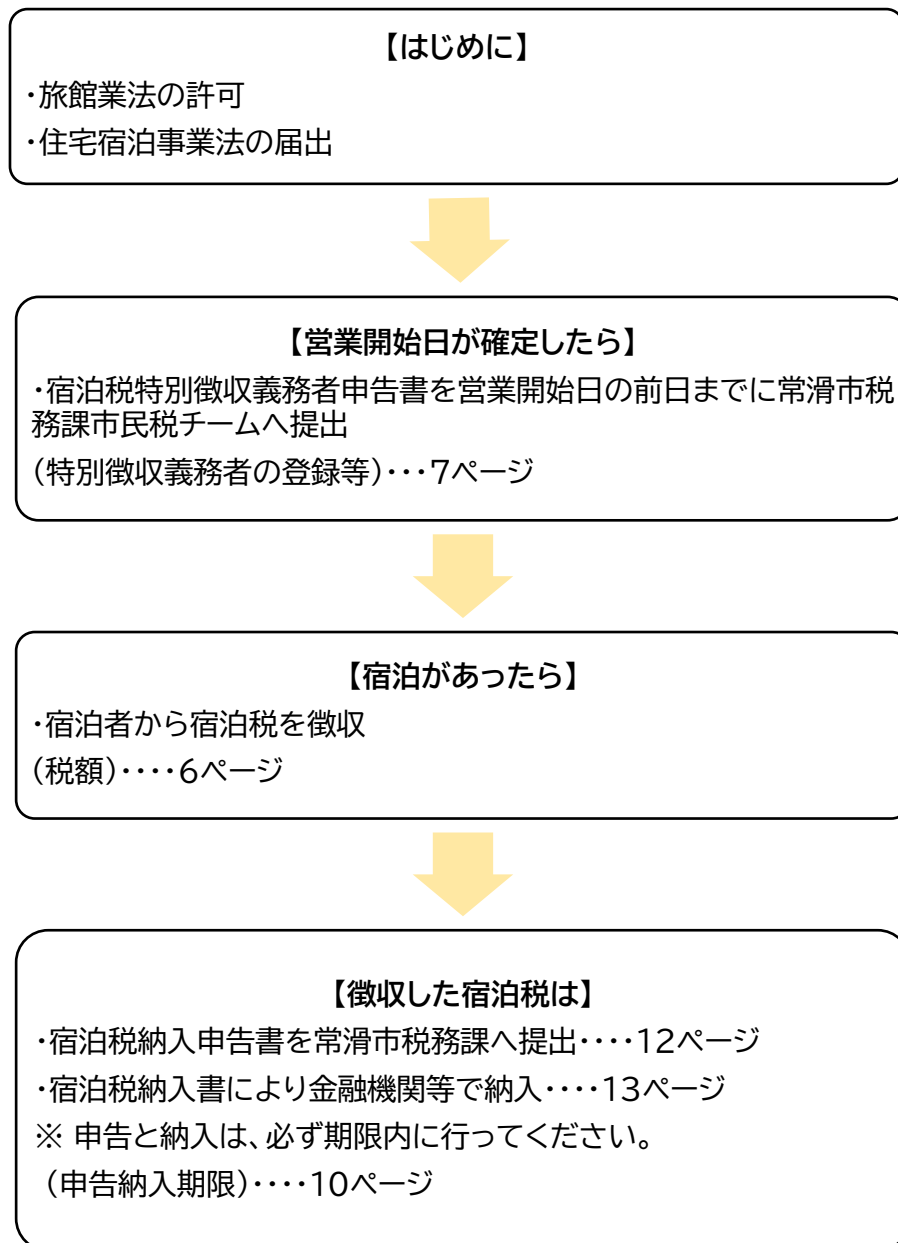


特別徴収義務者は、宿泊税の徴収、申告納入のほか、各種申請や帳簿保存等を行う必要がありますので、詳しくは以下のページを参照してください。

- ◆ 特別徴収義務者の登録等・・・・・・・・・・7 ページ
- ◆ 宿泊税の申告納入・・・・・・・・・・10 ページ
- ◆ 帳簿等の記載・保存・・・・・・・・・・16 ページ

第2章 宿泊税の仕組み

1 宿泊税の手続きの流れ



2 課税客体・納税義務者

宿泊税の課税対象となる行為（課税客体）は宿泊施設への宿泊です。

宿泊税は、令和7年1月6日（常滑市宿泊税条例の施行日）以降の宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者（宿泊税の納税義務者）に課税されます。

- ※ 宿泊者の年齢にかかわらず、宿泊料金が発生する場合は課税対象となります。
- ※ 令和7年1月6日のチェックインから宿泊税が課税されます。1月5日以前から連泊の場合は1月6日宿泊分から宿泊税が課税されます。
- ※ 令和7年1月6日より前に予約があった場合でも宿泊が令和7年1月6日以降であれば、宿泊税が課税されます。

（1）宿泊とは

課税対象となる「宿泊」の判断基準

①その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであり、宿泊料金が発生しているもの（ただし、実際の宿泊を伴わない場合を除く）

②①以外で、以下3点の条件をすべて満たす宿泊施設の利用であるもの

- ・ 利用料金が発生している。
- ・ 利用時間が6時間以上である。
- ・ 寝具を利用している。

※ 本来の許可、届出を得ていない施設であっても、旅館業法の許可が必要とされる宿泊の定義に該当する場合は課税対象となります。

《旅館業法の許可が必要な宿泊とは(以下4点をすべて満たすもの)》

- ・ 宿泊料を徴収している（名称は問わない）。
- ・ 社会性がある（不特定の者を宿泊させる場合、広告等により広く一般に募集を行っている場合など）。
- ・ 反復継続性がある（宿泊募集を継続的に行っている場合など）。
- ・ 生活の本拠ではない（使用期間が1カ月未満の場合、使用期間が1カ月以上であっても部屋の清掃や寝具類の提供等を施設提供者が行う場合など）。

【宿泊税の判断】

（例1）

事前に宿泊契約をしたうえで午前0時を超えてからチェックインした場合（宿泊者の到着が遅れたことによりチェックインした日が予定日の翌日になった場合）

➡その契約が宿泊契約として取り扱うものであれば課税対象となります。ただし、到着がチェックイン予定日の翌朝になったことにより、宿泊施設が宿泊料金を徴収しないときは課税対象となりません。

（例2）

実際の宿泊を伴わない利用行為（いわゆるホールドルーム、キープルームなど）の場合

➡ホールドルーム、キープルーム等の宿泊行為を伴わない契約の場合は、課税対象となりません。ただし、前頁の課税対象となる宿泊の判断基準を満たす場合は、課税となります。この場合において、宿泊者数は、宿泊施設で把握する人数とします。

例)

定員4名の部屋を3日間確保した。

その際の宿泊は右のとおりであった。

このような場合は、宿泊施設で把握した宿泊日毎の宿泊人数をもって、1人当たりの宿泊料金を算定します。宿泊者が0人の場合は、宿泊税はかかりません。

	宿泊者数	宿泊税額
1日目	4人	200円×4人=800円
2日目	0人	0円
3日目	2人	200円×2人=400円
計	6人	1,200円

（例3）

幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代等がかかる場合

➡幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代がかかる場合は、宿泊税の課税対象となります。ただし、添い寝の場合など宿泊料金がかかっていない場合は、課税されません。

（例4）

「キャンセル」の場合

➡「宿泊行為」がないため、課税対象となりません。

※ 仮に宿泊税込みで決済していて、キャンセルになった場合の取扱いは、宿泊施設又は旅行予約サイトを運営している会社が「当該宿泊税分」を返金することが想定されますが、宿泊施設運営会社との取り決めによります。

(2) 宿泊者とは

宿泊者とは、宿泊施設から宿泊設備の提供を受け、その設備を利用して宿泊した者をいいます。

3 税額

宿泊税の税額は、**1人1泊**につき、**200円**です。

※ 宿泊料金がかからない宿泊の場合、宿泊税は課税されません。

4 課税免除

外国大使等の任務遂行に伴う宿泊

外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、外交関係に関するウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税の課税を免除します。

なお、具体的な取扱いについては、「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて」（消費税法基本通達）に準じます。

① 課税が免除される施設

消費税が免除される施設として国税庁長官の指定を受けた宿泊施設

② 課税が免除される外国大使等

消費税を免除される者として外務省大臣官房儀典官からその証明書となる免税カードの交付を受けた者

◆手続きについて

課税免除かどうかの判定は免税カードの提示により行ってください。

納入申告書提出時に消費税免除指定店舗の指定日を確認できる書類の写しを添付してください。

(表)

免税カード (※注1) 第 ー ー 号	
年 月 日まで有効	☐ 物品 ☐ サービス
(公 館 名)	写 真
(官 職 名)	
(氏 名)	
年 月 日 外務省発行	省印

※注1 外交官、領事館、領事館、事務技術職員、国際機関職員、大使館、総領事館、領事館、国際機関の区別を記入する。
※注2 版格等 材質：プラスチック、色：浅藍色

(裏)

(備考)
○揮発油、四輪自動車、二輪自動車（原付自転車を含む）、電気、ガス、電話、水道を除く。
○帰国の際には本カードを必ず返却のこと。

[○本カードを拾得した方は外務省儀典官(東京都千代田区霞が関2-2-1)へ連絡願います。]

所 持 人 署 名 Signature of the bearer

第3章 特別徴収義務者の登録等

宿泊施設の経営者の方（特別徴収義務者となる方）は、宿泊施設の営業の開始、変更、廃止等の際、次の手続きが必要ですので、原則、宿泊施設ごとに申請してください。

※令和7年1月6日時点（常滑市宿泊税条例施行時）で既に宿泊事業を営んでいる方についても、宿泊税特別徴収義務者申告書を提出してください。

※宿泊税特別徴収義務者申告書は、22ページの記入方法をご確認のうえ、記入してください。

※各手続きの書類は常滑市税務課市民税チームに提出してください。（郵送やメールによる提出も可能です。）

※各手続きは原則、宿泊施設ごと（許可、届出の施設ごと）に行ってください。ただし、以下のすべてに該当する施設については、まとめて提出できる場合がありますので、常滑市税務課市民税チームまでご相談ください。

ア 経営する複数の施設が同一敷地内又は隣接する敷地に存在する。

イ 経理・宿泊台帳の管理を一元的に行っており、区分することができない。

1 特別徴収義務者の登録

新たに宿泊施設の営業を開始するため旅館業の許可を受けた場合又は住宅宿泊事業の届出をした場合は、営業開始日の前日までに特別徴収義務者としての登録の申告を行ってください。

施設の許可等を受けた方と実質的な宿泊施設の経営者が異なる場合で、実質的経営者が特別徴収義務者となる場合は、当該経営者が開始の申告を行ってください。

【提出書類】

1	宿泊税特別徴収義務者申告書（記載例は、22ページ参照）
---	-----------------------------

（※1）実質的経営者を特別徴収義務者に指定する場合（施設の経営者が営業許可等を受けている方と異なる場合）は、次の書類を添付してください。

2	実質的経営者である旨の申立書
3	許可権者等と実質的経営者との間で締結した契約書面等（写）
4	宿泊施設等に係る事業損益の帰属が確認できる書面（写）

(※2) 特別徴収義務者である法人に合併・分割が生じた場合で、承継法人が新規の申告を行う場合は備考欄に合併・分割前の事業者を記入してください。

また、相続による場合で、相続人が新規の申告を行う場合は、備考欄に相続前の事業者を記入してください。(次項「2 特別徴収義務者の登録事項の変更」を参照してください。)

2 特別徴収義務者の登録事項の変更

宿泊税特別徴収義務者申告書の内容に変更があった場合は、速やかに変更の申告を行ってください。

【提出書類】

1	宿泊税特別徴収義務者異動申告書（記載例は、32 ページ参照）
2	〔特別徴収義務者に係る変更（代表者、所在地の変更等）〕 法人の場合…履歴事項証明書（写） 個人の場合…住民票（写）
	〔施設に係る変更〕 旅館業法又は住宅宿泊事業法の規定による変更届出書（写）又は変更の事実を確認できる書類等
	〔その他の変更〕 変更の内容が確認できる書類

※ ただし、次のいずれかの事由により特別徴収義務者に異動があったときは、変更の申告ではなく、従前の特別徴収義務者の営業の廃止及び新たな特別徴収義務者の登録の手続きが必要です。

- ◆ 営業譲渡、相続又は贈与
- ◆ 既登録時の特別徴収義務者を被合併法人とする合併
- ◆ 会社分割による別法人への業務の承継
- ◆ 個人事業者から法人への変更
- ◆ 法人の解散による個人事業者への変更
- ◆ その他上記に類する事由

3 経営の休止・再開・廃止

宿泊施設の経営を1ヶ月以上休止する場合、事前に休止の届出を行ってください。

また、経営を再開しようとするときに再開の届出を行ってください。なお、休止の日までに徴収すべき宿泊税がある場合は、申告納入を行う必要があります。

宿泊施設の経営を廃止した場合は、廃止の日から10日以内に届出を行ってください。なお、廃止までに徴収すべき宿泊税がある場合は、申告納入を行う必要があります。

【提出書類】

1	宿泊施設営業休止・再開・廃止届出書（記載例は、34 ページ参照）
2	〔営業を休止する場合〕 ・旅館業法又は住宅宿泊事業法の規定による廃止（停止）届（写）又は休止を確認できる書類（「休止のお知らせ」等）
	〔営業を再開する場合〕 ・旅館業法又は住宅宿泊事業法の規定による変更届出書（写）又は再開を確認できる書類（「再開のお知らせ」等）
	〔営業を廃止する場合〕 ・旅館業法又は住宅宿泊事業法の規定による廃止（停止）届（写）

第4章 宿泊税の申告納入

1 申告納入

(1) 申告納入期限

特別徴収義務者は、各月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税について、原則、翌月の末日までに、宿泊施設ごとに、必要事項を記入した「宿泊税納入申告書」に「宿泊税月計表」を添付のうえ、常滑市税務課市民税チームへ提出してください。併せてその税額を納入書により金融機関等で納入してください。

なお、期限後に申告及び納入をされた場合、本来の税額のほか、加算金や延滞金に加算される場合がありますので、ご注意ください。また、特別徴収義務者報奨金の交付を受けることができません。

※ 月末が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、次の平日が申告納入期限になります。

(2) 申告納入期限の特例

特別徴収義務者の申告納入手続きの負担を軽減するため、所定の要件を満たす場合は、申請し、承認を受けることにより、申告納入期限の特例を受けることができます。

この特例を受けると、次表のとおり、3ヶ月分をまとめた年4回の申告納入となります。

【特例の承認を受けた場合の申告納入期限】

宿泊のあった月	申告納入期限	宿泊のあった月	申告納入期限
3月分 4月分 5月分	6月末日	9月分 10月分 11月分	12月末日
6月分 7月分 8月分	9月末日	12月分 1月分 2月分	3月末日

◆適用開始月の注意点◆

- ・ 特例承認後、適用開始月を記載した「承認通知書」を送付します。
- ・ 承認通知書に特例適用開始月が記載してあります。
- ・ 適用開始月以前の申告納入期限は、原則どおり宿泊のあった月の翌月末日です。

(例) 承認通知書の特例適用開始欄に「令和●年8月末に申告すべき宿泊税から」と記載されている場合

8月末申告（7月宿泊分）	}	9月末日までに2ヵ月分申告納入（特例）
9月末申告（8月宿泊分）		

ア 適用要件

- ① 申請書の提出前12ヶ月（以下「対象期間」という。）の納入すべき宿泊税が120万円以下であること。
- ② 過去に本特例の取消しを受けた場合は、当該取消しの日から1年を経過していること。
- ③ 対象期間において、過少申告加算金等の決定を受けておらず、申告が適正に行われていること。
- ④ 対象期間において、市税を滞納していないこと。
- ⑤ 申請書を提出する日において、特別徴収義務者となった日の属する月の末日から1年を経過していること。
- ⑥ 特別徴収義務者の財産その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

◆条例施行から1年以内の期間における経過措置◆

条例施行前から営業する宿泊施設について、令和7年12月31日まで(条例施行後1年間)は、要件①、③、④、⑤を次のとおり、読み替えてください。

- ① 申請書の提出前3ヶ月の納入すべき宿泊税が 30万円以下であること。
- ③ 申請月の前3ヶ月において、過少申告加算金等の決定を受けておらず、申告が適正に行われていること。
- ④ 申請月の前3ヶ月において、市税を滞納していないこと。
- ⑤ 申請書を提出する日において、当該宿泊施設の営業を開始した日の属する月の末日から1年を経過していること。

イ 申請方法

特例の適用を希望する場合は、「宿泊税納入期限等特例承認申請書」（記載例は、29 ページ参照）を常滑市税務課市民税チームに提出してください。

※ 申請書の審査には、2 週間程度を要します。

※ 申請は宿泊施設ごとに行う必要があります。

※ 適用を受けた方は、適用が取り消されない限り、次年度以降も継続となります。

ウ 適用の承認

申請いただいたもののうち適用することが可能な方に対して、適用の決定を行い、承認通知書を送付します。

なお、特例の適用については、承認通知書に記載された特例の開始月からとなります。

「宿泊税納入期限等特例承認申請書」を提出していても、特例の適用開始月までは原則どおり毎月申告が必要となりますのでご注意ください。

エ 適用の取消し

①申告納入期限までに申告納入がないなど、年度の途中で特例適用の要件を満たさなくなったと認められる場合は、特例の適用を取り消します。その場合は、取消通知書により通知します。

②特例適用の取消しを希望される場合は、「宿泊税納入期限等特例承認取消申請書」を提出し、申請してください。

なお、特例が取り消された場合は、取消通知書により通知しますので、通知書に記載された月以降から毎月申告してください。

（３）宿泊税納入申告書

申告期限までに「宿泊税納入申告書」に、宿泊のあった月における宿泊税の課税対象となる宿泊の総数及び宿泊税額を記入し、提出してください。

また、宿泊税納入申告書には、宿泊税の内訳を宿泊年月日ごとに記載した「宿泊税月計表」を添付してください。宿泊税月計表は記載事項が同様なものであれば任意の様式での提出も可能です。

※ 宿泊税納入申告書及び宿泊税月計表の記載例については、24～27 ページを参照してください。

ア 提出方法

窓口持参、郵便又は信書便で郵送、メールなど市が確認できる方法であれば構いません。なお、控えの返送を希望される方は返信用封筒（切手貼付）を送付してください。

※ 常滑市税務課市民税チームに届いた日が申告日となります。ただし、郵便局（郵便官署）の消印があれば、その消印の日に申告があったものとして取り扱います。

イ 注意点

- ・ 申告すべき宿泊税額が0円の場合も申告書の提出が必要です。ただし、月計表の添付は不要です。
- ・ 申告書は宿泊施設ごとに作成する必要があります。
- ・ 申告納入期限の特例が適用されている場合は、1枚の申告書に3ヶ月分の申告内容を記入してください。

(4) 宿泊税納入書

申告された宿泊税は、納入期限までに「納入書」により常滑市に納入してください。納入は常滑市指定の金融機関（下記参照）又は常滑市役所で行ってください。

知多信用金庫、あいち知多農業協同組合、中京銀行、
東海労働金庫、半田信用金庫、西尾信用金庫、ゆうちょ銀行

※ゆうちょ銀行は、愛知・岐阜・三重・静岡県内に限ります。

- ※ 納入書は毎年3月に1年分まとめてお送りします。令和7年1月及び2月宿泊分の納入書は、令和6年12月に送付します。
- ※ 宿泊税納入書の記載例については、24ページを参照してください。
- ※ 記入誤りの場合は、二重線で訂正してください。押印は必要ありません。

2 納入義務の免除・還付

(1) 納入義務の免除

実際に宿泊者から宿泊税を受け取っていなくても、課税対象となる宿泊があれば、特別徴収義務者には宿泊税を申告納入する義務があります。

しかし、特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合、又は申告納入期限までに特別徴収義務者が受け取った宿泊税を、天災、火災、盗難等避けることができない理由により失ったと認められる場合には、申請に基づき調査を行ったうえで、納入義務を免除します。

納入義務の免除の申請に当たっては、その理由を証明する書類が必要となります。

詳細については、常滑市税務課市民税チームにお問い合わせください。

【納入義務の免除となる例】

- ・ 宿泊者や旅行業者が破産、整理等の法的手続に入り、支払不能となったため、宿泊税を受け取ることができなくなった場合

- ・ 宿泊者の死亡、失踪、行方不明又は刑の執行により、宿泊税を受け取ることができなくなった場合
- ・ 特別徴収義務者が天災等に遭い、宿泊税の支払ができなくなった場合

（２）還付

納入義務を免除した場合において、すでに宿泊税を納入している場合は、当該宿泊税を還付します。なお、納入済みの宿泊税を還付する場合において、特別徴収義務者に市税の未納金がある場合、還付する額をこれに充当することがあります。

3 更正の請求

（１）更正の請求とは

納入すべき宿泊税額を実際よりも過大に申告してしまった場合、更正の請求を行うことができます。

なお、更正の請求ができるのは、原則として納入期限から５年以内です。

（申告納入期限の特例適用を受けている場合は、その特例納入期限から５年以内）

（２）請求の手続

更正の請求は「宿泊税更正請求書」に理由を明記の上、常滑市税務課市民税チームに提出してください。

更正の請求があった場合、帳簿等を見せていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

第5章 適正な申告納入のために

1 納税管理人

特別徴収義務者は、常滑市内に住所及び事務所（以下「住所等」といいます。）を有していない場合は、納税に関する一切の事務を処理させるため、原則として、市内に住所等を有する者を代理人と定めて申告する必要があります。この代理人を「納税管理人」といいます。

（１）納税管理人の申告

納税管理人を定める必要がある場合は、必要書類を提出してください。ただし、宿泊税の徴収に支障がないと認められる場合は、納税管理人を定める必要がないときがありますので、詳しくは常滑市税務課市民税チームまでお問い合わせください。

【提出書類】

①	宿泊税納税管理人申告書・承認申請書
②	納税管理人が法人の場合は履歴事項証明書、個人の場合は住民票（写しで構いません。）

（２）納税管理人の変更等

納税管理人の変更や申告事項の異動等の場合は、その異動が生じた日から10日を経過した日までに、その旨を申告してください。

【提出書類】

①	宿泊税納税管理人申告書・承認申請書
②	新たな納税管理人の住民票等の変更等が確認できる書類（写しで構いません。）

2 帳簿等の記載・保存

日々の宿泊税を適正に把握していただくために、常滑市宿泊税条例の規定により特別徴収義務者は、帳簿の備え付けと、その帳簿に記載された取引等に関して作成又は受領した書類を以下のとおり保存しなければなりません。

(1) 帳簿とは

宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額の記載があるものをいいます。

上記の事項が網羅されたものであれば、日々作成される業務用帳簿等に代えていただいて構いません。(例：総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳等)

保存期間は、納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して3ヶ月を経過した日から5年間です。

(2) 書類とは

宿泊の際に作成される売上傳票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数及び宿泊税額が記載されているものをいいます。

保存期間は、宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して3ヶ月を経過した日から2年間です。

3 調査

宿泊税の適正な申告や申告内容等の確認を行うため、市の担当職員が申告指導や宿泊施設の実地調査を行うことがあります。その際は、公平公正な税務行政の運営のためご協力をよろしくお願いします。

4 更正・決定

更正とは、申告いただいた宿泊税額に誤りがある場合に行う処分をいい、決定とは申告納入すべき宿泊税があるにもかかわらず、申告がない場合に行う処分をいいます。

調査等により、申告すべき宿泊税額が適正に申告されていない事実が判明した場合には、正しい税額を納入していただくために、更正又は決定を行います。

更正・決定を行った場合は、「宿泊税更正・決定通知書」により、納入すべき税額及び納入期限を通知しますので、納入期限までに納入してください。

5 加算金

宿泊税の申告が適正になされなかった場合には、次のような加算金が課されます。

(1) 過少申告加算金

納入申告書の提出期限までに申告があった場合で、その申告額が納入すべき税額より過少であるために更正されたとき 更正による不足税額の 10%

※ 不足税額のうち、一定金額を超える部分について、さらに5%加算されます。

(2) 不申告加算金

① 期限後に納入申告書の提出があったとき 申告税額の 15%

② 納入申告書の提出がないために決定があったとき 決定税額の 15%

③ ①、②の後において、更正があったとき 更正による不足税額の 15%

④ ①が、決定があることを予知せずに行われたものであるとき 申告税額の 5%

※①～③の場合で納入すべき税額のうち、50万円を超える部分について、さらに5%が加算されます。

※④の場合において、その期限後申告書が、本来の期限から1ヶ月以内に提出されていることなどの一定の要件を満たす場合、加算金が課されないことがあります。

(3) 重加算金

事実に基づかず、不正な処理による申告又は不申告であったとき

① 過少申告加算金に関するもの 過少申告加算金 10%に代えて 35%

② 不申告加算金に関するもの 不申告加算金 15%に代えて 40%

※ 短期間に繰り返して不申告又は仮装・隠蔽に基づく申告書の提出等を行った場合、重加算金の割合に10%加算されます。

6 延滞金

納入期限までに宿泊税を納入されなかった場合は、納入日までの日数に応じ、延滞金がかかります。

【延滞金の計算方法】

ア 納期限の翌日から1ヶ月を経過するまで

税額に年7.3%の割合を乗じて計算した額

ただし、特例基準割合（※）が年7.3%を下回る場合は、その年内は特例基準割合＋1%となります。

※ 特例基準割合とは、「各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合」＋1%の割合です。

イ 納期限の翌日から1ヶ月を経過した日以後の割合

税額に年14.6%の割合を乗じて計算した額

ただし、特例基準割合が年7.3%を下回る場合は、その年内は特例基準割合＋7.3%となります。

※ ただし、延滞金の計算については、次のとおり端数処理を行います。

- 延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。また、その税額の金額が2,000円未満であるときは、延滞金がかかりません。
- 算出された延滞金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。また、その延滞金の金額が1,000円未満であるときは、延滞金がかかりません。

7 審査請求

課税の決定や滞納処分などについて不服がある場合には、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に市長に対して文書により審査請求をすることができます。

(1) 審査請求の対象となる処分

審査請求の対象となる宿泊税に係る主な処分は次のとおりです。

- ◇ 税額の更正又は決定
- ◇ 加算金の決定
- ◇ 更正請求の否認
- ◇ 特別徴収義務者の指定・解除
- ◇ 納入義務免除（還付）の決定
- ◇ 申告納入期限の特例適用者の不承認・取消 等

(2) 手続き

所定の事項を記載した審査請求書正副2通を、市税務課市民税チームを通じて常滑市長あてに提出してください。

詳細につきましては、常滑市税務課市民税チームにお問い合わせください。

第6章 その他

1 領収書等への表示

領収書等に宿泊税の名称とその額を表示するようお願いします。

税の名称表示は、常滑市で定めた標記で統一してください。領収書に右記の言語以外で表記される場合は、常滑市税務課市民税チームにご連絡ください。

日本語	宿泊税
英語	Accommodation Tax
中国語（簡体字）	住宿费
中国語（繁体字）	住宿费
韓国語	숙박세

なお、宿泊税の名称とその額が領収書に表示されていない場合は、宿泊税額分も消費税の課税対象となる場合があります。詳細につきましては、税務署にお尋ねください。

例1 客室料金に宿泊税額を含めない料金設定の場合

《合計の内訳に宿泊税額を計上する場合》

領 収 書		
△△ △△ 様		
△△△号室 人数 1名		
日 付	項 目	金 額
△月△日	客室料金	10,000 円
	消費税等	1,000 円
	宿泊税	200 円
	合 計	11,200 円
△年△月△日 常滑市△△町△△番地 △△ホテル		
印紙	受領印	

《宿泊税額を別に計上する場合》

領 収 書		
△△ △△ 様		
△△△号室 人数 1名		
日 付	項 目	金 額
△月△日	客室料金	10,000 円
	消費税等	1,000 円
	合 計	11,000 円
上記のほか、宿泊税額200円を領収しました。		
△年△月△日 常滑市△△町△△番地 △△ホテル		
印紙	受領印	

例2 客室料金に宿泊税額を含める料金設定の場合

領 収 書		
△△ △△ 様 △△△号室 人数 1名		
日 付	項 目	金 額
△月△日	客室料金	11,200 円
	合 計	11,200 円
上記金額には、宿泊税額200円が含まれています。		
印紙 △年△月△日 常滑市△△町△△番地 △△ホテル 受領印		

2 特別徴収義務者報奨金

(1) 交付の目的

特別徴収義務者報奨金は、宿泊税の特別徴収義務者に対し、宿泊税特別徴収に係る事務負担を考慮したものです。併せて、納期内納入の意欲の高揚を図ることを目的としています。

(2) 交付額

◇ 交付額の算定基準

納期内納入額の 2.5%

※ 1施設当たりの上限は設けておりません。

交付時期、手続き方法等については、詳細が決まり次第お知らせいたします。

3 各申告書等の記入例

(1) 宿泊税特別徴収義務者申告書

新たな宿泊施設の営業開始に伴い、宿泊税の特別徴収義務者として申告する際に使用します。

第2号様式（第4条関係）

常滑市長 殿

ア

令和6年10月20日

イ

（特別徴収義務者）

住 所（所在地）常滑市〇〇町1丁目1番1号

氏 名（名 称）株式会社 常滑宿泊観光

個人番号（法人番号）0000000000000

電話番号 0569-35-5111

宿泊税特別徴収義務者申告書

宿泊税の特別徴収義務者として、常滑市宿泊税条例第7条第1項の規定により、次のとおり申告します。

ウ	宿泊施設	住所	常滑市△△町2丁目2番地2号	
		名称及び 連絡先	常滑市ホテル	
			電話番号 0569-35-5111	
		設備の概要	客室数	15 室
延床面積	200 m ²		地上2階、地下0階	
エ	旅館業法の許可・住宅 宿泊事業法の届出	営業開始 （予定）日	令和2年4月16日	
		営業種別	ホテル・旅館・簡易宿所・民泊	
		許可番号 （届出番号）	999知保 第999-9号	
オ	書類 送付先	住所	☐ 申請者住所（所在地）と同じ ☒ 宿泊施設住所と同じ	
		名称及び 連絡先	☐ 申請者住所（所在地）と同じ ☒ 宿泊施設名称と同じ	
カ		電話番号		
		備考		

ア 「提出年月日」欄

- ・申請書の提出年月日を記入してください。(郵送の場合は、発送日)

イ 「特別徴収義務者」欄

- ・施設の建物登記事項証明書に記載されている所有者の住所又は所在地、氏名又は名称、個人番号又は法人番号、電話番号を記載してください。
- ・個人の場合は 12 桁のマイナンバー（個人番号）、法人の場合は 13 桁の法人番号を記載してください。
- ・実質的経営者である旨の申立をする場合は、申立者が記入してください。

ウ 「宿泊施設」欄

- ・施設の住所、名称、電話番号を記載してください。
- ・「設備の概要」欄には、消防署への届出や建築確認申請書等から、現在の施設の客室数、収容人数、延床面積、階層数を記載してください。
- ・「営業開始（予定）日」欄には、施設の営業開始（予定）日を記載してください。

エ 「旅館業法の許可・住宅宿泊事業法の届出」欄

- ・「営業種別」欄には、宿泊施設の該当する種別に○を付けてください。
- ・「許可番号（届出番号）」欄には、旅館業法の場合は、営業許可証に記載されている番号を記載してください。住宅宿泊事業法の場合は、標識に記載されている届出番号を記載してください。

オ 「書類送付先」欄

- ・申告についての問い合わせ、関係書類を送付する場合の宛先を担当部署名まで記載してください。直通電話番号があれば記載してください。

カ 「備考」欄

- ・その他、必要に応じて記入してください。
(吸収合併による新規登録の場合の前事業者の法人名等)

(2) 宿泊税納入申告書

宿泊税を申告する際に使用します。

第 11 号様式（第 6 条関係）



令和 7 年 5 月 16 日

常滑市長 殿



(特別徴収義務者)

住 所 (所在地) 常滑市〇〇町 1 丁目 1 番地

氏 名 (名 称) 株式会社 常滑宿泊観光

個人番号 (法人番号) 0000000000000

宿泊税納入申告書

宿泊税の納入について、常滑市宿泊税条例第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり申告します。

ウ 宿泊施設	所在地	常滑市△△町 2 丁目 2 番地 2 号 電話番号 0569 (47) 6104			
	名 称	常滑市ホテル			
	施設番号	999			

エ		宿泊数 ①		税率 ②	税額 ①×②	
	令和 7 年 4 月分	365	泊	200 円	73,000	円

※納税特例の場合のみ使用します		宿泊数 ①		税率 ②	税額 ①×②	
年 月分			泊	200 円		円

※納税特例の場合のみ使用します		宿泊数 ①		税率 ②	税額 ①×②	
年 月分			泊	200 円		円

納入すべき金額 合計	オ	73,000 円
------------	----------	----------

備考

- 1 宿泊税月計表などその月の各日における宿泊税の宿泊者数の確認ができる書類を添付してください。
- 2 納入すべき金額が 0 円の場合でも申告書の提出が必要です。

ア 「提出年月日」欄

- ・ 申告書の提出年月日を記入してください。（郵送の場合は、発送日）

イ 「特別徴収義務者」欄

- ・ 特別徴収義務者の住所（所在地）、氏名（名称）、個人番号（法人番号）を記入してください。

ウ 「宿泊施設」欄

- ・ 宿泊施設の所在地、名称、電話番号を記入してください。
- ・ 納入申告書は、宿泊施設ごとに作成いただく必要があります。複数の施設を経営している方は、その施設の数だけ納入申告書の作成をお願いします。

エ 「宿泊月」欄

- ・ 対象となる宿泊月を記入してください。

「宿泊数」欄

- ・ 対象月の宿泊税の対象となる宿泊数を記入してください。添い寝やキャンセルの場合など宿泊税が課税されない宿泊については、記入する必要はありません。

「税額」欄

- ・ 宿泊数×200円した金額を記入してください。月計表の月の合計欄と一致させてください。

※申告納入期限の特例の適用を受けている場合は、該当する複数の月について記載してください。特例の適用については10ページを参照してください。

オ 「納入すべき金額 合計」欄

- ・ 1ヶ月分の納入すべき金額を記入してください。申告納入期限の特例承認を受けている場合は各月の納入すべき金額の合計額を記入してください。

(3) 宿泊税月計表

申告する宿泊対象月の宿泊数の内訳を記載し、納入申告書に添付します。

宿泊税月計表

ア

令和7 年 4 月分報告

イ

施設番号 999

宿泊施設名	ウ	常滑市ホテル
-------	---	--------

日付	エ	宿泊数	税額 (200円×宿泊数)		日付	宿泊数	税額 (200円×宿泊数)	
1	12	泊	2,400	円	17	12	2,400	円
2	13	泊	2,600	円	18	14	2,800	円
3	10	泊	2,000	円	19	16	3,200	円
4	15	泊	3,000	円	20	11	2,200	円
5	19	泊	3,800	円	21	12	2,400	円
6	20	泊	4,000	円	22	11	2,200	円
7	7	泊	1,400	円	23	10	2,000	円
8	8	泊	1,600	円	24	8	1,600	円
9	13	泊	2,600	円	25	9	1,800	円
10	12	泊	2,400	円	26	10	2,000	円
11	14	泊	2,800	円	27	10	2,000	円
12	8	泊	1,600	円	28	12	2,400	円
13	5	泊	1,000	円	29	15	3,000	円
14	16	泊	3,200	円	30	14	2,800	円
15	15	泊	3,000	円	31	0	0	円
16	14	泊	2,800	円	合計	365	泊	73,000 円

ア 「宿泊月」欄

- ・対象となる宿泊月について記載してください。

イ 「施設番号」欄

- ・施設番号をご記入ください。

ウ 「宿泊施設名」欄

- ・宿泊施設名を記載してください。

エ 「宿泊数」欄

- ・対象月の各日における宿泊税の対象となる宿泊数及び合計を記入してください。添い寝やキャンセルの場合など宿泊税が課税されない宿泊については、記入する必要はありません。

「税額」欄

- ・対象月の各日における宿泊数×200円した金額及び合計を記入してください。宿泊税納入申告書の「納入すべき金額 合計」欄と一致させてください。

※ 宿泊税月計表は記載事項が同様のものであれば、任意の様式での提出も可能です。

※ 申告納入期間の特例の適用を受けている場合は宿泊月ごとに月計表を作成してください。なお、申告納入期限の特例用の月計表（各日の宿泊者数を入力することで「宿泊税納入申告書」の一部を自動入力可能）もありますのでご活用ください。

宿泊税を納入する際に使用します。

イ
ウ

(金融機関又はゆうちょ銀行(郵便局)控)

(納入者控)

※ 当該施設の納入申告書に記入した税額と一致していることを確認してください。

- ・当該施設の施設番号と一致していることを確認してください。

- ・宿泊行為月の期間と一致しているか確認してください。

※ 金額を誤った場合は、二重線で訂正いただくか、予備の納入書に必要事項を記入し、ご利用ください。

※ 領収証書は5年間保存してください

(5) 宿泊税納入期限等特例承認申請書

申告納入期限の特例の適用を申請する場合に使用します。

第 13 号様式（第 7 条関係）

常滑市長 殿



令和 8 年 5 月 16 日



（特別徴収義務者）

住 所（所在地） 常滑市〇〇町 1 丁目 1 番地

氏 名（名 称） 株式会社 常滑宿泊観光

個人番号（法人番号） 0000000000000

宿泊税納入期限等特例承認申請書

宿泊税の納入申告書の提出及び納入期限に係る特例の承認について、常滑市宿泊税条例施行規則第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

ウ	宿泊施設	所 在 地	常滑市△△町 2 丁目 2 番地 2 号		
			電話番号 0569 (35) 5111		
		名 称	常滑市ホテル		
	営業開始日	令和〇年〇月〇日	施設番号	999	
エ	対象期間		令和 7 年 5 月 から 令和 8 年 4 月 まで		
オ	対象期間の宿泊税の納入すべき金額		500,000 円		
カ	常滑市宿泊税条例第 11 条第 3 項の規定による承認の取消の有無		有（ 年 月 日取消し）・ ☐ 無		
キ	対象期間における宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定の有無		有（ 年 月 日決定）・ ☐ 無		
ク	対象期間における市税に係る徴収金の滞納の有無		有 ・ ☐ 無		

※「対象期間」とは、この申請書を提出する日の属する月の前 12 か月間をいいます。

ア「提出年月日」欄

- ・申請書の提出日を記入してください。(郵送の場合は、発送日)

イ「特別徴収義務者」欄

- ・特別徴収義務者の住所、氏名、個人番号を記入してください。

法人の場合は、所在地、名称、法人番号を記入してください。

ウ「宿泊施設」欄

- ・宿泊施設の所在地、名称及び営業開始年月日を記入してください。
- ・常滑市から宿泊施設ごとに割り当てる施設番号を記入してください。
- ・申請書は、宿泊施設ごとに作成いただく必要があります。複数の施設を経営している方は、特例の適用を受けようとするその施設の数だけ申請書の作成をお願いします。

エ「対象期間」欄

- ・申請書の提出する日の属する月の前 12 ヶ月間を記入してください。

オ「対象期間の宿泊税の納入すべき金額」欄

- ・対象期間において、納入すべき宿泊税額の合計額を記入してください。
- ・上記の金額が 120 万円を超える場合、特例の承認を受けることはできません。

カ「常滑市宿泊税条例第 11 条第 3 項の規定による承認の取消の有無」欄

- ・1 年以内に特例承認の取消された場合は、特例の申請をすることができません。

なお、「宿泊税納入期限等特例承認取消申請書」を提出して、取消しを行った場合も同様です。

- ・過去に特例承認を受け、取り消された場合で、取消した日から 1 年を経過しているときは、「有」に○を付けて、「宿泊税納入期限等特例承認取消通知書（様式第 15 号）」の通知年月日を（ ）内に記入してください。取消を受けていない場合は、「無」に○を付けてください。

キ「対象期間における宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定の有無」欄

- ・対象期間内に加算金の決定があった場合は、特例の申請をすることができません。
- ・対象期間以前に加算金の決定がある場合は、「有」に○を付けて、「宿泊税更正・決定通知書（様式第 16 号）」の通知年月日を（ ）内に記入してください。決定を受けてない場合は、「無」に○を付けてください。

ク「対象期間における市税に係る徴収金の滞納の有無」欄

- ・対象期間内に市税（宿泊税に限りません）の滞納がある場合は、特例の申請をすることができません。
- ・滞納がない場合は「無」に○を付けてください。

※ 特例の適用開始月は特例の承認通知にてお知らせします。

※ 当該申請書を提出する月の 12 ヶ月前の初日までに宿泊施設の経営を開始し、かつ、宿泊税特別徴収義務者申告書を提出している必要があります。

(6) 宿泊税特別徴収義務者異動申告書

特別徴収義務者として登録している事項（特別徴収義務者、施設の名称、書類送付先等）に変更があった場合に使用します。（8ページを参照してください。）

第4号様式（第4条関係）



令和7年5月18日

常滑市長 殿



(特別徴収義務者)

住 所(所在地) 常滑市〇〇町1丁目1番1号

氏 名(名 称) 株式会社 常滑宿泊観光

個人番号(法人番号) 0000000000000

宿泊税特別徴収義務者異動申告書

宿泊税の特別徴収義務者の申告事項の変更について、常滑市宿泊税条例第7条第2項の規定により、次のとおり申告します。

ウ	宿 泊 施 設	所 在 地	常滑市△△町2丁目2番地2号 電話番号 0569 (35) 5111	
		名 称	常滑市ホテル	
		施設番号	999	
エ		変 更 日	令和7年 5月15日	
オ		変 更 項 目	特別徴収義務者・ <u>宿泊施設</u> ・旅館業法等の許可等・施設所有者 書類送付先・その他（ ）	
カ	変 更 内 容		変 更 前	変 更 後
		宿泊施設名称 「常滑市ホテル」	とこなめしこくさいほてる 「常滑市国際ホテル」	

ア「提出年月日」欄

- ・申請書の提出日を記入してください。(郵送の場合は、発送日)

イ「特別徴収義務者」欄

- ・特別徴収義務者の住所、氏名、個人番号を記入してください。
法人の場合は、所在地、名称、法人番号を記入してください。

ウ「宿泊施設」欄

- ・宿泊施設の所在地、電話番号、名称、施設番号を記入してください。

エ「変更日」欄

- ・変更日を記入してください。

オ「変更項目」欄

- ・「宿泊税特別徴収義務者申告書」の各項目の中で変更のあった項目を丸で囲んでください。該当する項目がない場合は「その他」を囲み、カッコ内に記入してください。

カ「変更内容」欄

- ・変更内容を具体的に記入してください。
- ・名称等の変更の場合には、ふりがなも記入してください。
- ・変更内容が複数ある場合には、それぞれに変更事由を書き添えてください。

(7) 宿泊施設営業休止・再開・廃止届出書

宿泊施設の営業を1ヶ月以上休止する場合、営業を再開する場合、営業を廃止する場合に使用します。(9ページを参照してください。)

第5号様式(第4条関係)



令和7年5月18日

常滑市長 殿



(特別徴収義務者)

住 所(所在地) 常滑市〇〇町1丁目1番1号

氏 名(名 称) 株式会社 常滑宿泊観光

個人番号(法人番号) 0000000000000

宿泊施設営業休止・再開・廃止届出書

宿泊施設の営業の休止、再開又は廃止について、常滑市宿泊税条例第7条第3項から第5項までの規定により、次のとおり届け出ます。

ウ	宿泊施設	所在地	常滑市△△町2丁目2番2号 電話番号 0569 (35) 5111
		名 称	常滑市ホテル
		施設番号	999
エ	申告区分	☒ 休止 ☐ 再開 ☐ 廃止	
オ	休止期間	令和7年6月1日 から令和7年7月31日まで(予定)	
カ	再開又は廃止の日		
キ	休止又は廃止の理由	改修工事のため	

※休止の届出をした場合は、再開時にも必ず届出書を提出してください。

ア「提出年月日」欄

- ・届出書の提出日を記入してください。(郵送の場合は、発送日を記入)

イ「特別徴収義務者」欄

- ・特別徴収義務者の住所、氏名、個人番号を記入してください。法人の場合は、所在地、名称、法人番号を記入してください。

ウ「宿泊施設」欄

- ・宿泊施設の所在地、電話番号、名称、施設番号を記入してください。

エ「申告区分」欄

- ・該当する項目の口にチェックをいれてください。

申告する内容に応じて該当する欄に記入してください。

オ「休止期間」欄

- ・休止期間の年月日を記入してください。
 - ・休止期間を定めずに営業を休止する場合は休止開始日のみを記載してください。
- ※ 休止届出をした場合、営業再開時にも必ず届出書を提出してください

カ「再開又は廃止の日」欄

- ・再開又は廃止の日の年月日を記入してください。

キ「休止又は廃止の理由」欄

- ・具体的に記入してください。

4 申請書等の提出先・お問い合わせ先

〒479-8610

常滑市飛香台3丁目3番地の5

税務課（常滑市役所2階16番窓口）

TEL 0569-47-6104（直通）

FAX 0569-35-6944

メール zeimu@city.tokoname.lg.jp

【宿泊税の用途に関するお問い合わせ】

観光戦略課（常滑市役所2階8番窓口）

TEL 0569-47-6116（直通）

メール kankou@city.tokoname.lg.jp

5 広報について

宿泊客の皆様への周知用に宿泊税に係るチラシ（A4）、ポスター（B2）、三角ポップを作成しております。必要な方は税務課市民税チームまでご連絡ください。

なお、常滑市宿泊税のホームページからダウンロードしていただくことも可能です。

※ 日本語、英語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、韓国語に対応



ページ内“宿泊税 広報物データ”からダウンロードできます。

常滑市ホームページ

<https://www.city.tokoname.aichi.jp/kurashi/zeikin/1007444/index.html>